

# 浅麓水道企業団危機管理マニュアル

平成 26 年 7 月改訂

浅麓水道企業団

(目次)

第1章 総則	1
1 目的	
2 本マニュアルの位置づけ	
3 職員の責務	
4 マニュアルの見直し	
5 体制配備・緊急連絡網の整備	
6 訓練	
第2章 災害時の対応及び危機別行動指針	2
第1節 災害等対策本部	2
1 設置要件	
2 組織体制	
3 各班役割	
第2節 体制	4
1 配備体制	
2 配備計画	
3 緊急連絡網	
4 緊急時の情報伝達手段	
第3節 危機別行動指針	5
第1款 地震時行動指針	5
1 業務分担	
2 体制及び活動内容	
3 職員の行動	
第2款 火山噴火時行動指針	7
1 業務分担	
2 体制及び活動内容	
3 職員の行動	
第3款 風水害時行動指針	8
1 業務分担	
2 体制及び活動内容	
3 職員の行動	
第4款 漏水事故行動指針	9
1 業務分担	
2 体制及び活動内容	

3	職員の行動	
第5款	施設事故行動指針	10
1	想定される施設事故	
2	業務分担	
3	体制及び活動内容	
4	職員の行動	
第6款	停電事故行動指針	12
1	想定される停電事故	
2	業務分担	
3	体制及び活動内容	
4	職員の行動	
第7款	設備事故行動指針	13
1	想定される設備事故	
2	業務分担	
3	体制及び活動内容	
4	職員の行動	
第8款	水質異常時行動指針	14
1	対象とする水質異常	
2	業務分担及び活動内容	
3	職員の行動	
第9款	渇水行動指針	16
1	想定される渇水	
2	業務分担	
3	体制及び活動内容	
4	職員の行動	
第10款	テロ事故行動指針	17
1	業務分担	
2	体制及び活動内容	
3	職員の行動	
第3節	行動フロー	19
1	地震時行動フロー	
2	浅間山噴火時行動フロー	
3	風水害時行動フロー	
4	事故発生時行動フロー	
5	水質異常時行動フロー	
6	渇水時行動フロー	

7	テロ発生時行動フロー	
第3章	様式集	26
1	(様式 1) 水道原水水質汚濁事故報告書	
2	(様式 2) 水道水質事故報告書	
3	(様式 3) 水道施設被災状況報告書	
4	様式第1号 事故処理状況報告書	
第4章	資料	30
1	緊急連絡網	
2	職員緊急連絡網	
3	修理用資材台帳	
4	通信手段一覧	
5	リンク集	

## 第1章 総則

### 1 目的

このマニュアルは、平成13年5月策定の「浅麓水道企業団危機管理マニュアル」を改訂したもので、災害・事故発生時における企業団職員の基本的な行動を定め、危機管理体制を強化するとともに総合的な危機対処施策を推進することにより、安全安心で良質な水の安定供給に資することを目的とする。

### 2 本マニュアルの位置づけ

本マニュアルは、次に掲げる事故等の危機的事象の行動指針を示したものであり、起こり得る災害・事故の対応について基盤となるものである。

- (1) 災害（地震、火山噴火、風水害、停電など）
- (2) 事故（漏水、制水弁の動作不良、機器の故障など）
- (3) 水質異常
- (4) 濁水
- (5) テロ（毒物投入、施設の爆破、感染性微生物散布など）

### 3 職員の責務

- (1) 危機の発生に備え、平常時から、危機管理マニュアルを整備するなど、危機管理体制の充実及び強化に努めなければならない。
- (2) 危機発生時には、迅速に局長への連絡及び企業長への報告を行うとともに、応急対策を実施しなければならない。
- (3) 担当する業務について常に起こり得る危機を想定し、その対応策を検討するとともに、危機管理マニュアルを確認し、研修等を通じて必要な知識の習得に努め、危機管理能力の向上に努めなければならない。

### 4 マニュアルの見直し

経年による現状との乖離を防ぐため、定期的に本危機管理マニュアルの見直しを行い、改訂版を関係者に配布しなければならない。

### 5 体制配備・緊急連絡網の整備

年度当初に職員を配備体制に割り当て、事業ごとに必要となる体制を配備する。

また、関係機関に緊急連絡先を確認し、緊急連絡網を整備する。

### 6 訓練

断減水を伴う大規模事故等を想定し、事故対策本部を設置して対応する事故

対応総合訓練の実施を検討する。

## 第2章 災害時の対応及び危機別行動指針

### 第1節 災害等対策本部

#### 1 設置要件

第1章 2に掲げる事故等が発生した場合、事故ごとに次の要件によって災害等対策本部を設置する。

##### (1) 災害

###### ア 地震

東海地震の警戒宣言が発令されたとき、その他甚大な被害を受ける恐れのある地震の情報があったとき

###### イ 火山噴火

浅間山の噴火警報レベルが3に引き上げられたとき

###### ウ 風水害

大雨、洪水、風雨、台風等の警報が発令され危険な状態が予想されるとき

###### エ 停電など

大規模な停電が予想されるなど、水道水の供給に支障をきたす可能性が高いとき

###### オ その他

その他企業長が指令したとき

##### (2) 事故

漏水、制水弁の動作不良、機器の故障などが発生し、大規模な断減水が発生する可能性が高いとき

##### (3) 水質異常

ア 浄水の毎日検査項目に異常を発見し、汚染されていることが判明したとき

イ 外部機関からの情報で、取水及び給水停止等に至る事態が想定されるとき

ウ 浄水から病原性微生物が検出され、水道水が汚染源である恐れが否定できないとき

##### (4) 渇水

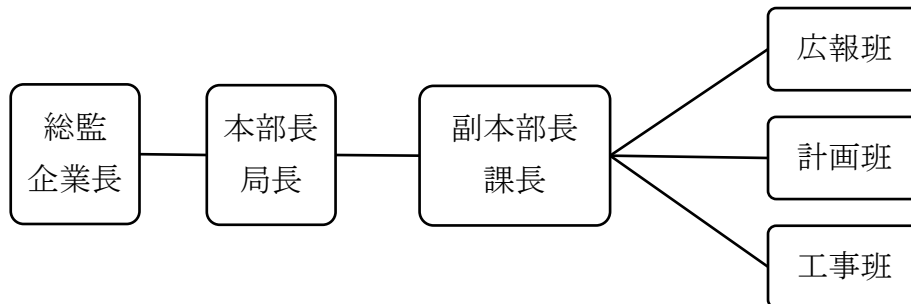
渇水による湧水の水源水量の減少及び深井戸の揚水量の減少により、断減水する可能性が高まったとき

(5) テロ

- ア テロ行為の発生が判明したとき
- イ 外部機関からの情報で、テロ行為が発生する可能性が高いとき
- ウ 企業団に直接テロ組織から犯行予告があったとき

2 組織体制

組織の構成は次のとおりとする。



3 各班役割

(1) 広報班

- ア 情報収集 被害状況の把握（現地及び中央監視装置）  
情報の記録、整理  
苦情処理等の対応
- イ 渉外 応援要請（県、市町、全国水道企業団協議会等）  
工事関係会社他への協力要請（水質検査機関、資材関係、  
燃料関係等）  
他の関係機関との連絡調整
- ウ 広報 被害状況、応急復旧状況等関係団体への広報  
報道機関への対応
- エ 本部付 通信方法の確保（電話・無線等）  
食糧、その他物品の調達  
本部内の連絡  
本部の指揮に対する伝達

(2) 計画班

- ア 情報収集 被害状況の把握（施設被害箇所の特定制及び水質事故発生  
源の特定制）  
応急復旧方法の検討
- イ 資材 応急復旧資材の調達及び輸送

- ウ 水質管理 簡易な検査  
発生源の特定と対応（苦情、情報に対応した検査項目の選定）
- エ 計画 給水方法の検討及び取水計画
- (3) 工事班
  - ア 復旧工事 復旧工事の指揮、監督、水質検査
  - イ 施設の点検 取水施設、導送水管路、調整池及び附属施設の点検
  - ウ 取水停止等 取水停止及び給水停止に伴うバルブ等の操作
  - エ 水質事故 施設の点検、排水作業、洗浄作業

## 第2節 体制

### 1 配備体制

事故等に迅速に対応するため、あらかじめ次の各号のとおり配備体制を定める。

- (1) 第1配備 平常業務として処理することのできない事故等が発生し、又は発生のおそれがある場合であって、断減水被害が復旧時の短時間のみ等限定的であるときの体制
- (2) 第2配備 平常業務として処理することのできない事故等が発生し、長時間の断減水被害を生じる場合又はそのおそれがあるときの体制。ただし、断減水が広範囲に及ぶものを除く。
- (3) 第3配備 平常業務として処理することのできない事故等が発生し、長時間かつ広範囲の断減水被害を生じる場合、もしくはおそれがあるときの体制

### 2 配備計画

職員の配備計画を危機の種類に応じて、次の表のとおり定める。

配備体制表

	班長	班員(第1配備)	班員(第2配備)	班員(第3配備)
広報班	庶務係長	-	-	-
計画班	工務係長	-	庶務主任1名	庶務主任1名
工事班	工務主任	工務係1名	工務係1名	工務係2名



### 3 職員緊急連絡網

職員緊急連絡網は、資料2のとおりとする。

### 4 緊急時の情報伝達手段

災害時等通信網に支障が生じた場合もしくは支障をきたすおそれがあるときは、業務用無線設備を利用する。ただし、庁舎の長期停電では基地局が使用できなくなるので、車載及び携帯無線機を使用する。

## 第3節 危機別行動指針

### 第1款 地震時行動指針

#### 1 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・ 施設に係る事故等被害状況の把握と管理に関すること ・ 水運用に関すること
庶務課	情報収集及び関係機関との通報、連絡に関すること

#### 2 体制及び活動内容

(1) 事故等が発生しなかった場合は通常の組織による体制とする。

(2) 事故等が発生した場合

配備区分	地震発生時の配備基準	活動内容
初動体制 緊急体制 非常体制	地震発生により事故等が発生した場合	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制（詳細は各事故行動指針参照）

#### 3 職員の行動

企業団携帯電話には、長野県 河川砂防情報ステーションの防災情報メールから県内全域で震度4以上の地震が発生した場合は、メールが届くので、佐久市、小諸市、御代田町、軽井沢町の震度を確認する。

(1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 震度4以上の場合

(ア) テレビ・ラジオ・インターネット等から地震の状況（発生日時・震源・規模・区域内震度）を確認し、気象庁ホームページから地震情報を入手する。

- (イ) 「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第1報)」を作成し、被害状況について報告する。
  - (ウ) 地震点検情報に異常があった場合、被害状況等の情報収集を図る。  
(随時「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第〇報)」を作成し、報告する。)
  - (エ) 地震に伴い事故(漏水・設備・水質等)が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。
- イ 震度4未満の場合
- (ア) 原則対応なし。異常発生報告があった場合は震度4以上の場合と同様に対応する。
- (2) 夜間・休日の初動体制
- 夜間(勤務時間外)及び休日の初動は、次のとおりとする。
- ア 震度5以上の場合
- (ア) テレビ・ラジオ等から地震の状況(発生日時・震源・規模・区域内震度)を確認する。
  - (イ) 配備計画の第1配備の体制で参集し、工事班による施設の点検を行う。
  - (ウ) 「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第1報)」を作成し、被害状況について報告する。
  - (エ) 地震点検情報に異常があった場合、被害状況等の情報収集を図る。  
(随時「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第〇報)」を作成し、報告する。)
  - (オ) 地震に伴い事故(漏水・設備・水質等)が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。
- イ 震度4の場合
- (ア) テレビ・ラジオ等から地震の状況(発生日時・震源・規模・区域内震度)を確認する。
  - (イ) 通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。
  - (ウ) 工務課長は、上記(イ)の報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。
  - (エ) その後は、震度5以上と同じ対応とする。
- ウ 震度4未満の場合
- 原則対応なし。ただし、異常発生の情報がある場合は震度5以上の場合と同様に対応する。

## 第2款 浅間山噴火時行動指針

### 1 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・ 施設に係る事故等被害状況の把握と管理に関すること ・ 水運用に関すること
庶務課	情報収集及び関係機関との通報、連絡に関すること

### 2 体制及び活動内容

- (1) 事故等が発生しなかった場合は通常の組織による体制とする。
- (2) 事故等が発生した場合

配備区分	火山噴火時の配備基準	活動内容
初動体制 緊急体制 非常体制	火山噴火により事故等が発生した場合 火山活動の活発化により事故等が発生した場合	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制（詳細は各事故行動指針参照）

### 3 職員の行動

#### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 気象庁より浅間山の噴火に関する火山観測情報が発表された場合

- (ア) 気象庁ホームページで噴火に関する火山観測情報を入手する。
- (イ) 中央監視装置で、水質及び水量に変化がないか確認する。
- (ウ) 「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第1報)」を作成し、被害状況について報告する。
- (エ) 火山噴火点検情報に異常があった場合、被害状況等の情報収集を図る。(随時「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第〇報)」を作成し、報告する。)
- (オ) 火山に伴い事故(漏水・設備・水質等)が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。

イ 浅間山の噴火警戒レベル3以上の場合

- (ア) 気象庁ホームページで噴火警報(火口周辺)及び噴火警報(居住地域)を入手する。
- (イ) 中央監視装置で、水質及び水量に変化がないか確認する。
- (ウ) 火山活動の活発化に伴い事故(漏水・設備・水質等)が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。

ウ 浅間山の噴火警戒レベル3未満の場合

(ア) 原則対応なし。異常発生報告があった場合は噴火警戒レベル3以上の場合と同様に対応する。

(2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 気象庁より浅間山の噴火に関する火山観測情報が発表された場合

(ア) テレビ・ラジオ・気象庁ホームページから噴火の状況（発生日時・震源・規模・区域内震度）を確認する。

(イ) 通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

(ロ) 工務課長は、上記(イ)の報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

(エ) 「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第1報)」を作成し、被害状況について報告する。

(オ) 火山噴火点検情報に異常があった場合、被害状況等の情報収集を図る。(随時「(県様式3) 水道施設被災状況報告書(第〇報)」を作成し、報告する。)

(カ) 火山噴火に伴い事故(漏水・設備・水質等)が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。

イ 浅間山の噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合

(ア) 通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

(イ) 工務課長は、上記(ア)の報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

(ロ) その後は、噴火に関する火山観測情報が発表された場合と同じ対応とする。

ウ 浅間山の噴火警戒レベル3未満の場合

(ア) 原則対応なし。異常発生報告があった場合は噴火警戒レベル3以上の場合と同様に対応する。

### 第3款 風水害時行動指針

#### 1 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・施設に係る事故等被害状況の把握と管理に関すること ・水運用に関すること

庶務課	情報収集及び関係機関との通報、連絡に関すること
-----	-------------------------

## 2 体制及び活動内容

- (1) 事故等が発生しなかった場合は通常の組織による体制とする。
- (2) 事故等が発生した場合

配備区分	風水害時の配備基準	活動内容
初動体制 緊急体制 非常体制	風水害により事故等が発生した場合	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制（詳細は各事故行動指針参照）

## 3 職員の行動

### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

- ア テレビ・ラジオ・インターネット等から気象情報（降水量、（台風の場合の）進行方向及び進行速度、その他）を確認し、気象庁ホームページから気象情報を入手する。
- イ 職員の体制を検討する（職場待機・自宅待機等）。
- ウ 異常があった場合、被害状況等の情報収集を図る。（随時「（県様式3）水道施設被災状況報告書（第〇報）」を作成し、報告する。）
- エ 風水害に伴い事故（漏水・設備・水質等）が発生した場合、各事故対応マニュアルに基づき対応する。

### (2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

- ア テレビ・ラジオ・インターネット等から気象情報（降水量、（台風の場合の）進行方向及び進行速度、その他）を確認する。
- イ 通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。
- ウ 工務課長は、上記(イ)の報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。
- エ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

## 第4款 漏水事故行動指針

### 1 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・漏水事故に係る被害状況の把握と管理に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断減水に関すること</li> <li>・水運用に関すること</li> </ul>
庶務課	・断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関すること

## 2 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模漏水事故の発生	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制

## 3 職員の行動

### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 職員による漏水の発見及び第3者からの情報提供により漏水を発見した場合、工務課により現状把握を行う。

イ 工務課は現地を確認し、「様式第1号 事故処理状況報告書（第〇報）」により報告する。

ウ 復旧作業に伴う調整

(ア) 復旧方法等について調整する。

(イ) 断減水に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。

(ウ) 復旧作業に伴う運転管理や水質について調整する。

エ 受水団体との連絡調整

断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。

### (2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 中央監視装置からの警報発報や第3者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

## 第5款 施設事故行動指針

### 1 想定される施設事故

本マニュアルでの施設事故は、土木関係施設の事故を対象とする。なお、管路の漏水事故は漏水事故行動指針による。

(1) 水源、浄水場及び調整池内

- ア 暗渠、埋渠の漏水、閉塞及び仕切弁等の事故
- イ コンクリート構造物の損傷、亀裂による漏水
- ウ 防水防食塗装材料の剥離
- エ その他

(2) 場外管路

- ア 管内面塗装材の剥離
- イ 空気弁、仕切弁等の事故及び操作不能
- ウ その他

2 業務分担

担 当	分担業務
工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設事故に係る被害状況の把握と管理に関すること</li> <li>・断減水に関すること</li> <li>・水運用に関すること</li> </ul>
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関すること</li> </ul>

3 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模施設事故の発生	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制

4 職員の行動

(1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

- ア 職員による異常個所の発見及び第3者からの情報提供により施設事故を発見した場合、工務課により現状把握を行う。
- イ 工務課は現地を確認し、「様式第1号 事故処理状況報告書（第〇報）」により報告する。
- ウ 復旧作業に伴う調整
  - (ア) 復旧方法等について調整する。
  - (イ) 断減水に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。
  - (ウ) 復旧作業に伴う運転管理や水質について調整する。

エ 受水団体との連絡調整

断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。

(2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 中央監視装置からの警報発報や第3者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

第6款 停電事故行動指針

1 想定される施設事故

本マニュアルでの停電事故は、送電線の停電事故を対象とする。なお、施設の停電事故は設備事故行動指針による。

(1) 水源、浄水場及び調整池内

ア 取水停止

イ 水処理停止

ウ 送水停止

エ その他

2 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・ 停電事故に係る被害状況の把握と管理に関すること ・ 断減水に関すること ・ 水運用に関すること
庶務課	・ 断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関すること

3 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模停電事故の発生	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制

4 職員の行動



(1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 職員による異常個所の発見及び第3者からの情報提供により施設事故を発見した場合、工務課により現状把握を行う。

イ 工務課は現地を確認し、「様式第1号 事故処理状況調査書」により報告する。

ウ 中部電力に停電地域、復旧までの時間等詳細を確認する。

（ア）復旧方法等について調整する。

（イ）断減水に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。

（ウ）復旧作業に伴う運転管理や水質について調整する。

エ 受水団体との連絡調整

断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。

(2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 中央監視装置からの警報発報や第3者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

## 第7款 設備事故行動指針

### 1 想定される設備事故

本マニュアルでの設備事故は、電気・機械関係の事故を対象とする。なお、停電事故は停電事故行動指針による。

(1) 調整池及び浄水場等

ア 水中モータポンプの電気・機械事故

イ 薬品注入設備の電気・機械事故

ウ 計測・計量設備の電気・機械事故

エ その他

### 2 業務分担

担 当	分担業務
工務課	・設備事故に係る被害状況の把握と管理に関すること ・断減水に関すること

	・水運用に関すること
庶務課	・断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関すること

### 3 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模設備事故の発生	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制

### 4 職員の行動

#### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 職員による異常個所の発見及び第三者からの情報提供により設備事故を発見した場合、工務課により現状把握を行う。

イ 工務課は現地を確認し、「様式第1号 事故処理状況報告書（第〇報）」により報告する。

ウ 復旧作業に伴う調整

(ア) 復旧方法等について調整する。

(イ) 断減水に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。

(ウ) 復旧作業に伴う運転管理や水質について調整する。

エ 受水団体との連絡調整

断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。

#### (2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 中央監視装置からの警報発報や第三者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

## 第8款 水質異常時行動指針

### 1 対象とする水質異常

(1) 水質基準に適合しない状態が発生または発生する恐れがある場合

水質基準に適合しない状態が発生する恐れがある場合とは、以下のとおりとする。

- ア 過去の水質検査結果が水質基準の2分の1を下回る項目は、水質基準の2分の1を上回った時点
  - イ 過去の水質検査結果が水質基準の2分の1を上回る項目は、水質検査計画に記載の水質検査結果の平均の1.3倍を超えた時点
  - ウ pHについては、水質検査計画記載の水質検査結果の平均の30%を超える変化があった場合
- (2) 水質基準項目でないものでも水質に影響を及ぼす場合
- クリプトスポリジウムや放射性物質などによる汚染が該当する。また、電気伝導率など、水質の変化に迅速に対応するような項目を用いて水質の変化を察知した場合

## 2 業務分担及び活動内容

配備体制	担当	活動内容
配備体制前 何らかの水質異常を察知した場合	工務課	現地調査や水質検査 受水団体からの情報収集
	庶務課	必要に応じ受水団体への情報提供
第1配備～ 第3配備 断減水の恐れがある場合	広報班	企業団内における総合的連絡調整 検査機関、受水団体との連携調整 県との調整 ホームページ等での情報発信 関連情報の取得 報道対応 住民等からの問い合わせ対応 受水団体への情報提供 受水団体からの情報収集
	計画班	水質異常発生状況の掌握、連絡調整 浄水処理の計画、相談、決定 取送水停止及び復旧の計画、相談、決定 水運用計画の立案、関係各課、受水団体の総合的調整
	工事班	現地調査及び水質検査 浄水処理対応の強化 水運用に係る調整 取送水停止及び復旧作業

		施設近傍の状況確認等
--	--	------------

### 3 職員の行動

#### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 職員による水質異常情報の察知及び第3者からの情報提供により水質異常情報を察知した場合、工務課により現状把握を行う。

イ 工務課は現地を確認し、「(様式 1)水道原水水質汚濁事故報告書」または、「(様式 2)水道水質事故報告書」により報告する。

ウ 取送水停止が必要な場合の作業に伴う調整

(ア) 取送水停止に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。

(イ) 作業に伴う運転管理や水質について調整する。

エ 受水団体との連絡調整

断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。

#### (2) 夜間・休日の初動体制

夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。

ア 中央監視装置からの警報発報や第3者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。

イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。

ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

## 第9款 渇水行動指針

### 1 想定される渇水

本マニュアルでの渇水は、湧水の水源水量の減少及び深井戸の水位低下による揚水量減少を対象とする。

### 2 業務分担

担 当	分担業務
工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水源水量の把握・統計に関すること</li> <li>・ 断減水に関すること</li> <li>・ 水運用に関すること</li> </ul>
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関すること</li> </ul>

### 3 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模渇水の発生	受水者と断減水について調整し、適切な水運用をする。

### 4 職員の行動

日々の管理において、渇水により配水計画に変更が必要かどうか判断し、配水計画に変更及び断減水が必要な場合は、この款のとおり行動する。

## 第10款 テロ事故行動指針

### 1 業務分担

担当	分担業務
工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テロ行為に係る被害状況の把握と管理に関する事</li> <li>・断減水に関する事</li> <li>・水運用に関する事</li> </ul>
庶務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断減水が発生する場合、受水者との連絡調整に関する事</li> </ul>

### 2 体制及び活動内容

配備区分	配備基準	活動内容
第1配備 ～ 第3配備	大規模テロ行為の発生 (人身事故、施設破壊または水処理に影響を及ぼすテロ行為の発生)	事故状況の調査及び復旧工事の実施にあたり活動する体制

### 3 職員の行動

#### (1) 平日昼間の初動

平日（勤務時間内）の初動は次のとおりとする。

ア 職員によるテロ行為の発見及び第三者からの情報提供によりテロ行為を認識した場合、庶務課は、警察、受水団体及び関係機関へ通報する。

イ テロ行為により、水質に異常を来す恐れがある場合工務課は、職員の安全が確保できる範囲で、給水を停止する。

ウ 復旧作業に伴う調整

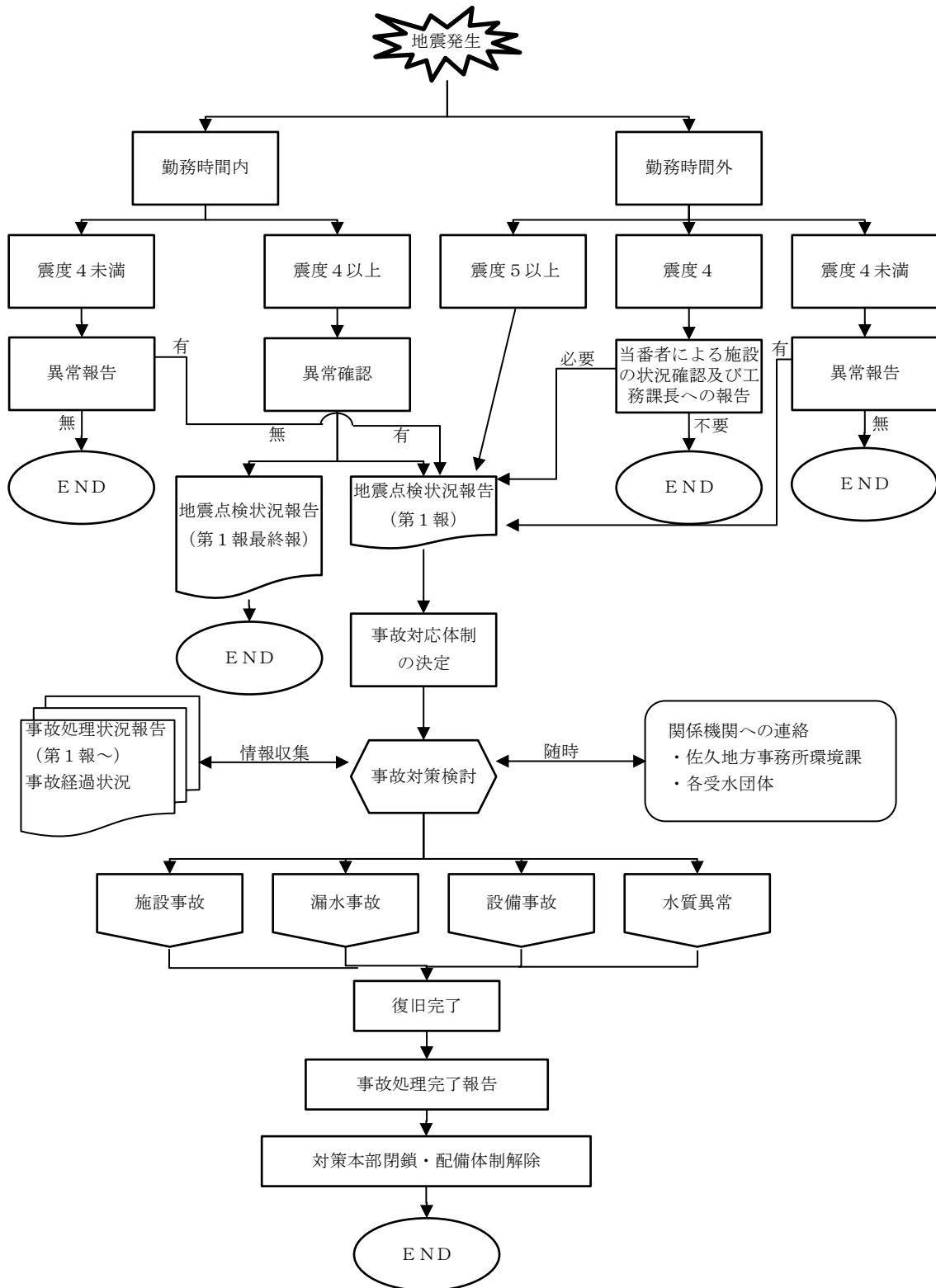
(ア) 復旧方法等について調整する。

(イ) 断減水に伴う水運用について調整し、配水計画を作成する。

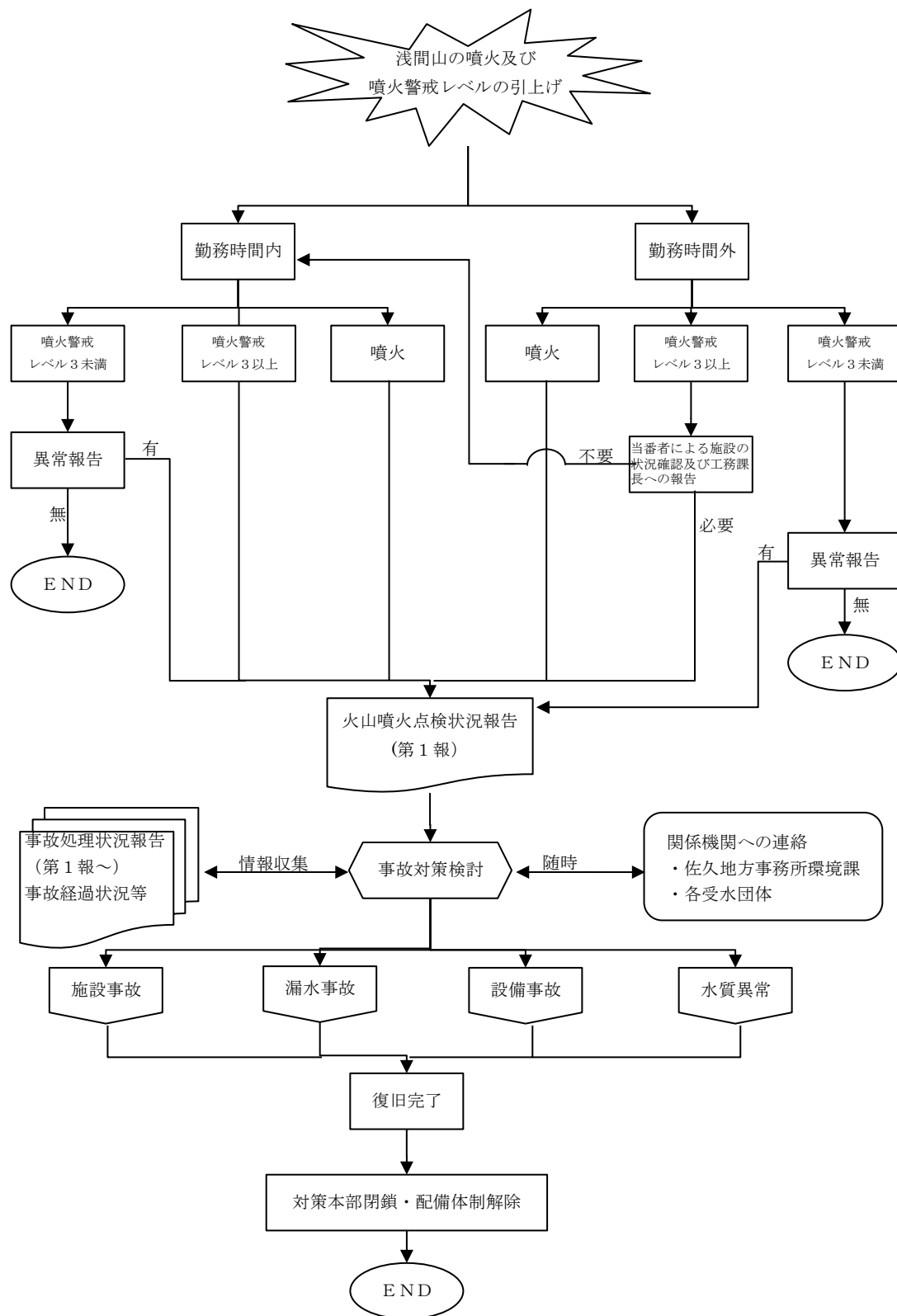
- (ウ) 復旧作業に伴う運転管理や水質について調整する。
- エ 受水団体との連絡調整
  - 断減水が予想される場合、各受水団体へ連絡する。
- (2) 夜間・休日の初動体制
  - 夜間（勤務時間外）及び休日の初動は、次のとおりとする。
  - ア 中央監視装置からの警報発報や第3者からの情報提供があった場合通常勤務時の当番者は、施設の運転状況を確認し、工務課長へ状況を連絡する。
  - イ 工務課長は、上記アの報告を受け、必要なときは、第1配備の参集をする。
  - ウ その後は、平日昼間と同じ対応とする。

### 第3節 行動フロー

#### 1 地震時行動フロー

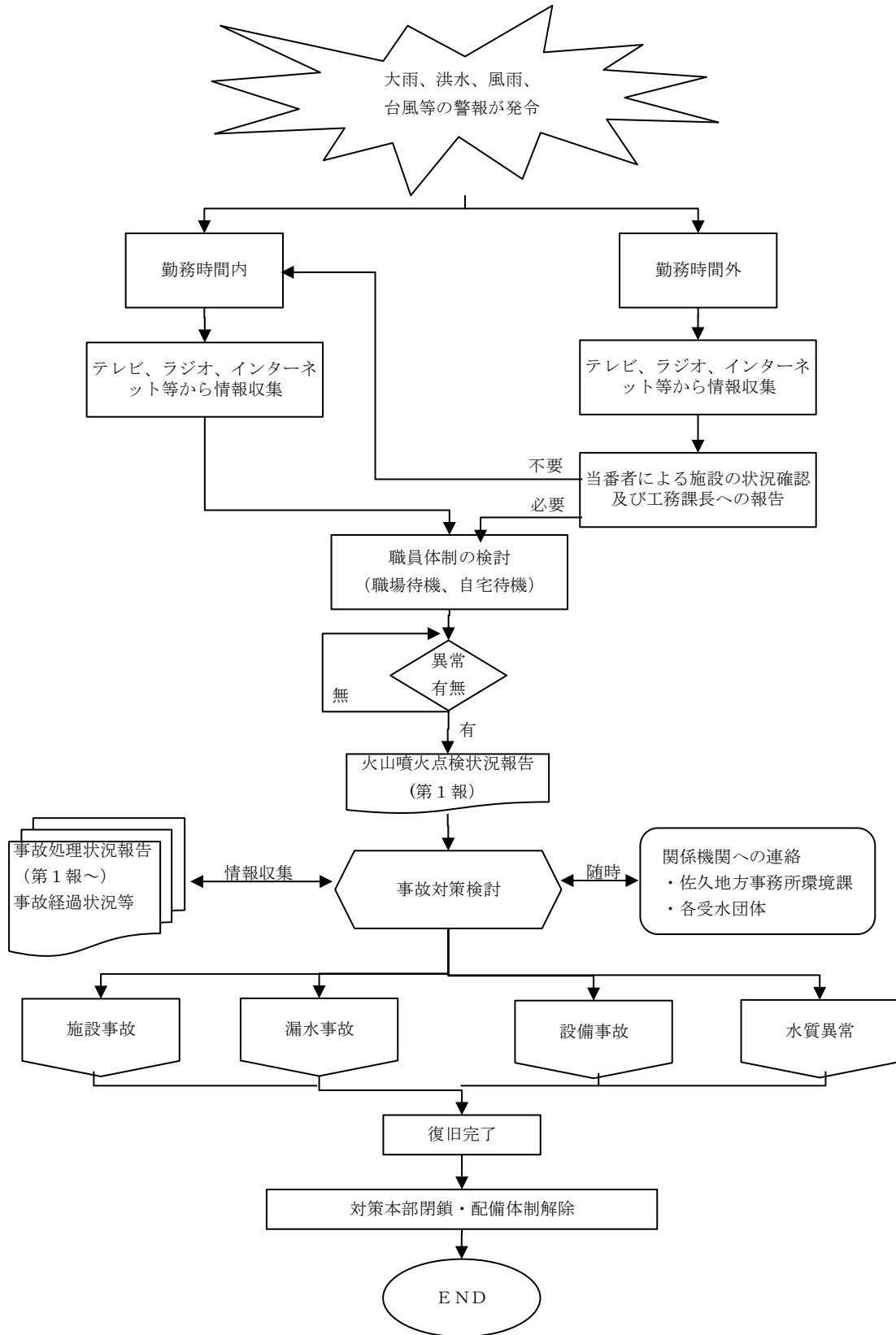


## 2 浅間山噴火時行動フロー

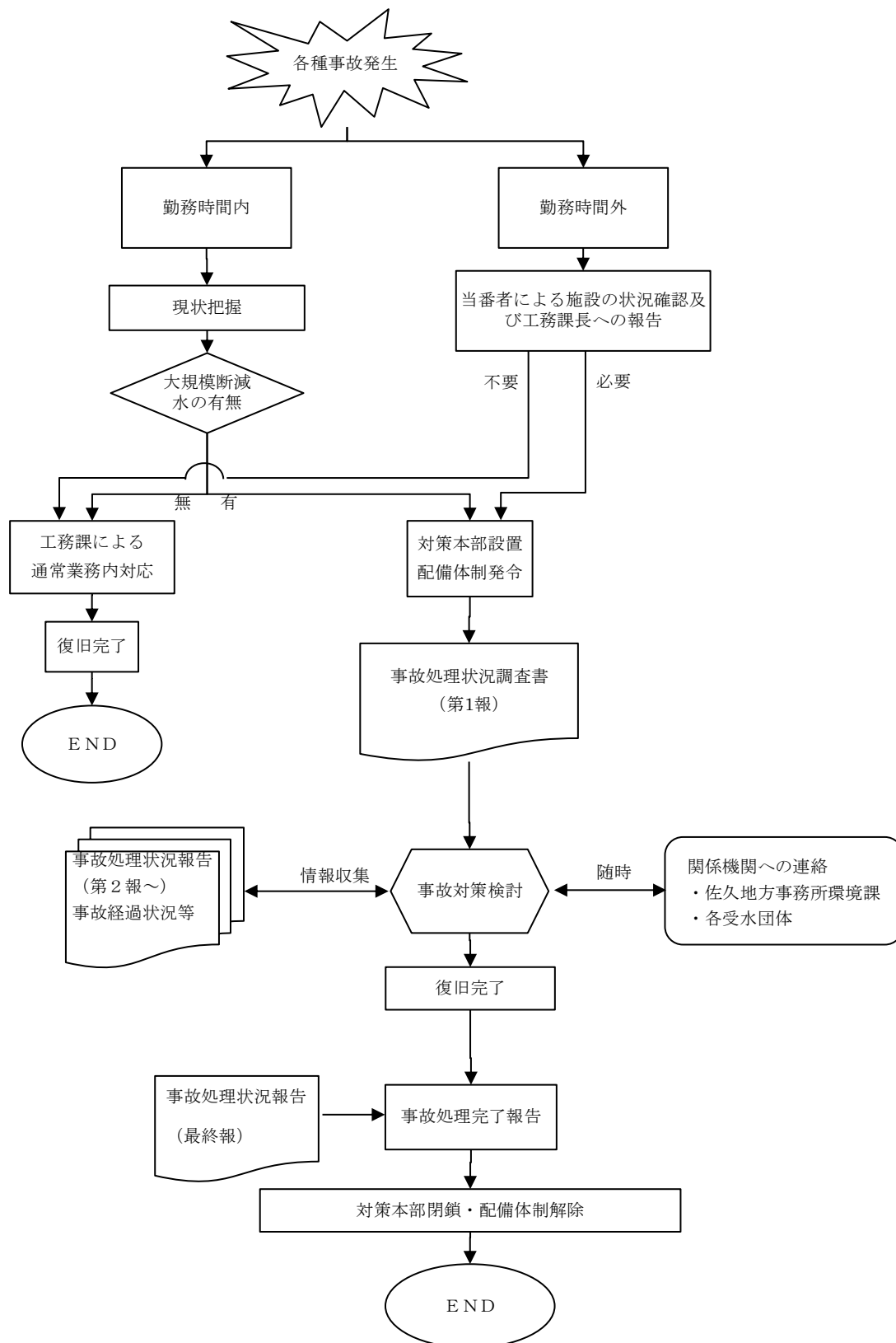




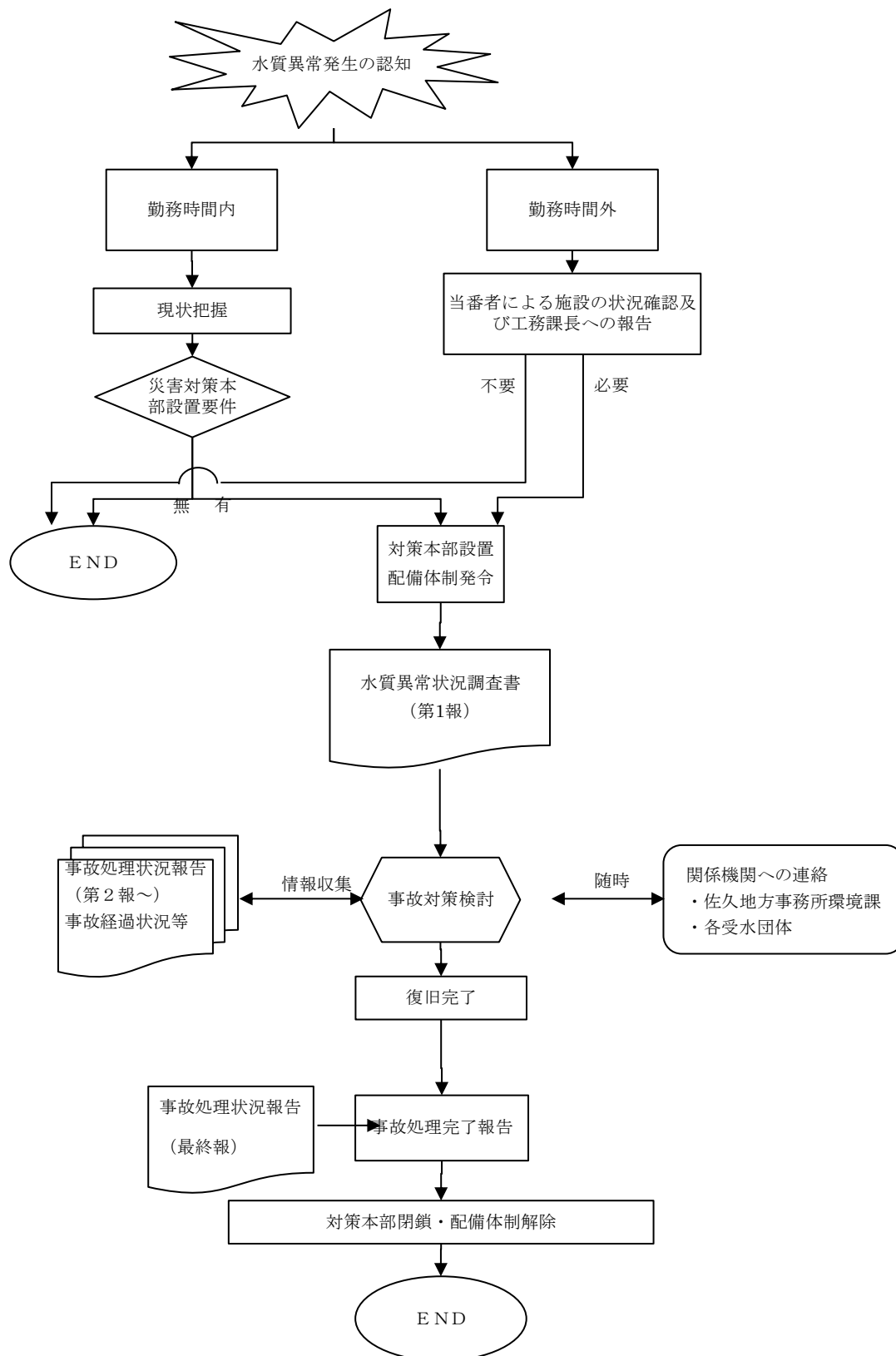
### 3 風水害時行動フロー



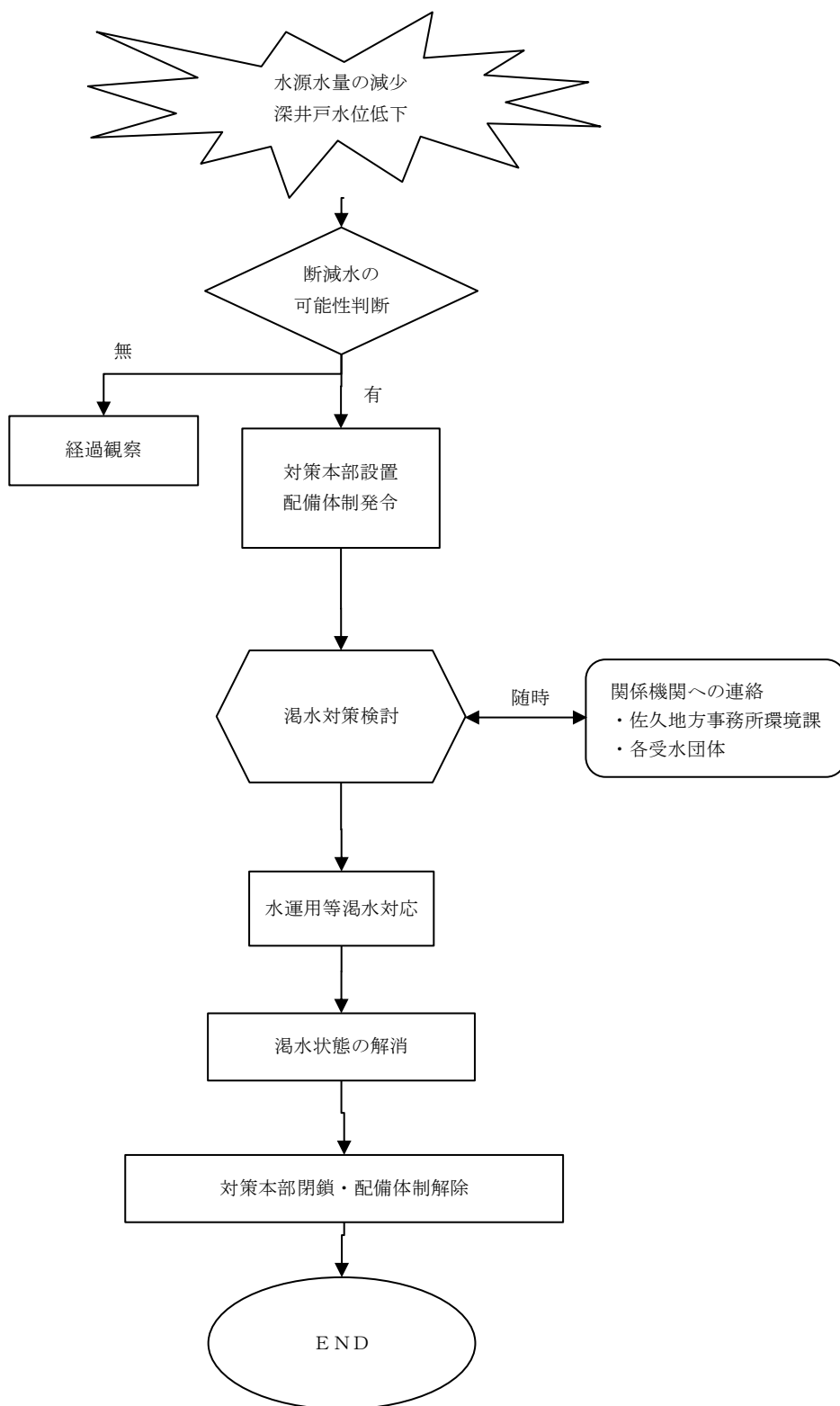
#### 4 事故発生時行動フロー



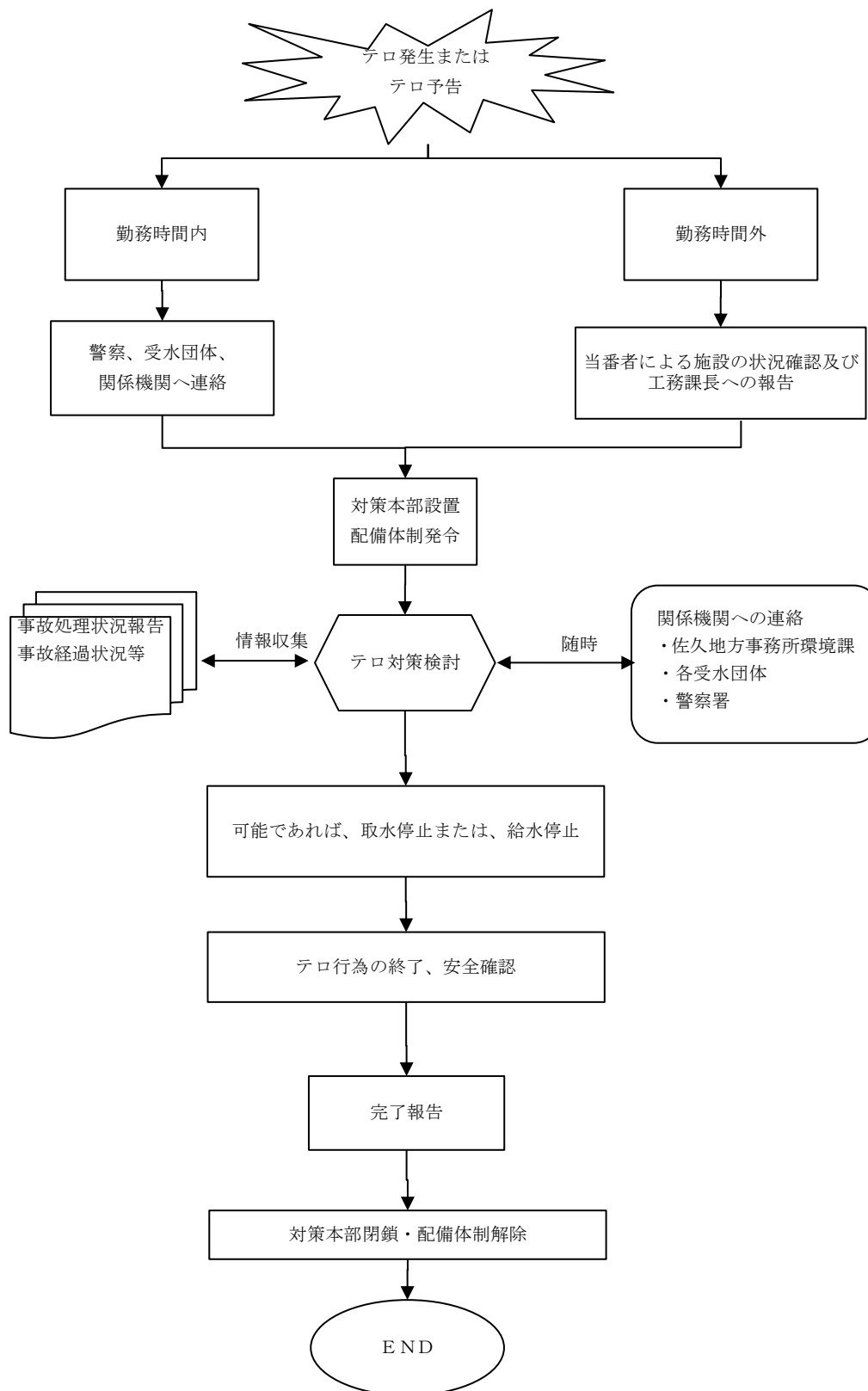
## 5 水質異常時行動フロー



## 6 渇水時行動フロー



## 7 テロ発生時行動フロー



第3章 様式集

(様式 1)

水道原水水質汚濁事故報告書 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
 地方事務所名 報告者 職 氏名

事故概要	発生日時	(年月日 時分)				
	発生場所	(所在地)				
	汚濁状況	(概要)				
	原因等	(原因・物質名・量)				
連絡通報の状況		第1通報者	→	第1受理機関	→	→
		(氏名)		(機関名)	(機関名)	(機関名)
		(時間)		(時間)	(時間)	(時間)
流出経路及び流出防止の対策						
水道施設等への汚染の有無	有	(状況)				
	無					
水道事業者等が講じた措置の内容		(内容)				
給水不能のおそれの有無	有	(状況)				
	無					
応急給水の必要の有無	有	(期間及び水量)				
	無					
その他参考となる事項						

※ 発生場所の地図、状況がわかる写真等があれば添付する。

(様式 2)

## 水道水質事故報告書 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
地方事務所名 報告者 職 氏名

事故概要	発生日時	(年月日 時分)
	発生場所	(所在・水道施設名)
	事故概要	(概要)
水道施設等への汚染の有無	有	(状況)
	無	
健康被害者の有無	有	(状況)
	無	
水道事業者等が講じた措置の内容		(内容)
給水不能のおそれの有無	有	(状況)
	無	
応急給水の必要の有無	有	(期間及び水量)
	無	
その他参考となる事項		(施設の規模・給水人口等)

※発生場所の地図、状況がわかる写真等があれば添付する。

(様式 3)

## 水道施設被災状況報告書 (第 報)

平成 年 月 日 時 分  
地方事務所名 報告者 職 氏名

災害概要	発生日時	(年月日 時分)
	発生場所	(所在・水道施設名)
	災害状況	(概要)
水道施設の被災状況		(内容)
水道事業者等が講じた措置の内容		(内容)
断水状況	有	(断水地域・影響人口)
	無	
応急給水等の必要の要否	要	(期間及び水量)
	否	
応急給水及び応急復旧の進捗状況		(状況)
復旧見込人員、給水車等の資機材等の充足状況		(内容)
水道関係施設の被害額		(内容)
その他参考となる事項		(施設の規模・給水人口等)

※発生場所の地図、状況がわかる写真等があれば添付する。



様式第1号

平成 年 月 日

報告者\_\_\_\_\_

事故処理状況報告書（第 報）

平成 年 月 日に発生した事故について、下記のとおり報告します。

記

事故の内容	発生日時		平成 年 月 日 時 分			
	発生場所					
	状況					
	原因					
	原因者の住所氏名					
措置	応急の方法					
	断減水 時間及 び範囲	減水	時間 分（ 日 : ~ 日 : ）		範囲	
		断水	時間 分（ 日 : ~ 日 : ）		範囲	
	使用資材等					
	工事請負契約		契約の 相手方		金額	円
復旧工事完了日時		平成 年 月 日 時 分				
配備体制施行の有無		有	配備	無		

## 第4章 資料

### 1 緊急連絡網

分類	名称	電話番号	F A X 番号	メールアドレス
県関係	長野県環境部 水大気環境課	026-235-7176	026-235-7366	mizutaiki@pref.nagano.lg.jp
	佐久地方事務所環境課	0267-63-3135	0267-63-3199	sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp
給水対象団体	小諸市環境水道部	0267-22-1700	0267-24-1340	suido@city.komoro.nagano.jp
	軽井沢町上下水道課	0267-45-8657	0267-46-3165	jougesui@town.karuizawa.nagano.jp
	御代田町建設水道課	0267-32-3111	0267-32-3929	miyota@town.nimiyota.nagano.jp
	佐久水道企業団	0267-62-1290	0267-63-2256	info@sakusuidou.or.jp
	(株)プリンスホテル	0267-48-3211	0267-48-1182	
構成団体	佐久市	0267-62-2111	0267-63-1680	office@city.saku.nagano.jp
	小諸市	0267-22-1700	0267-23-8766	somu@city.komoro.nagano.jp
	御代田町	0267-32-3111	0267-32-3929	miyota@town.miyota.nagano.jp
	軽井沢町	0267-45-8111	0267-46-3165	kto@town.karuizawa.nagano.jp
水質検査機関	佐久圏域水道水質検査協議会	0267-62-1107	0267-63-2256	
関係機関	佐久消防署	0267-62-0119	0267-63-1194	
	軽井沢消防署	0267-45-8171	0267-45-2077	
	御代田消防署	0267-32-0119	0267-32-7067	
	佐久警察署	0267-68-0110		
	軽井沢警察署	0267-42-0110		
	東信森林管理署	0267-82-2036	0267-82-6959	
	小諸労働基準監督署	0267-22-1760	0267-22-0012	
	中部電力 軽井沢サービスステーション	0120-984-524		

	中部電力 佐久営業所	0120-984-522	0267-63-3541	
	中部電気保安協会	0267-68-5286	0267-685291	
関係機関	総合警備保障 小諸営業所	0267-23-2314	0267-23-4696	
	総合警備保障ガードセンター	0120-070-515		
	N T Tカスタマーセンター	0120-000-111		
病院	浅間総合病院	0267-67-2295		
	佐久総合病院	0267-82-3131		
	小諸厚生総合病院	0267-22-1070		
	軽井沢病院	0267-45-5111		
	御代田中央記念病院	0267-32-4711		

2 職員緊急連絡網（個人情報のため HP には公表しません）

役職	氏名	自宅電話番号	携帯電話番号	携帯メールアドレス

### 3 修理用資材台帳

#### (1) 管材

記号	備品番号	枝番	管種	型	内径 外径	口径 (mm)	延長 (L)	その他
管	1		PEP		外	450	1.96	黒
管	2		PEP		外	450	5.05	黒
管	3		PEP		内	200	1.20	青 試験用管栓
管	4		PEP+DCIP		内	200	1.30 (直管部分)	青 タタイル接続用直管付45曲管
管	5		PEP		外	W250	1.07	黒 フランジ付短管
管	6		PEP		内	150	1.93	青
管	7		PEP		内	150	1.99	青
管	8		PEP		内	150	2.08	青 フランジ付
管	9		PEP		外	W250	2.79	黒
管	10		PEP		外	W250	2.76	黒
管	11		PEP		外	400	0.94	黒
管	12		PEP		外	400	1.14	黒
管	13		PEP		外	400		黒 45° 曲管
管	14		PEP		内	200	3.10	青
管	15		PEP		内	200	4.22	青
管	16		PEP		内	200	4.14	青
管	17		PEP		外	W250	5.42	黒
管	18		PEP		外	400	4.99	青
管	19		PEP		外	W250	3.90	黒
管	20		PEP		外	400	4.39	青
管	21		PEP		外	400	5.86	青
管	22		VP		内	200	5.20	RR 1本
管	23		VP		内	200	4.55	切管
管	24		VP		内	200	3.69	受口切管
管	25		HIVP		内	75	1.52	
管	26		PEP		内	200	5.00	1本
管	27		PEP		内	200	5.00	1本
管	28		SUS		内	250	3.01	
管	29		SUS		内	200	1.29	
管	30		SUS		内	300	1.59	
管	31		PEP		外	W250	0.24	黒
管	32		PEP		内	200	0.72	青 キャップ付短管
管	33		NCP		内	200	0.83 (直管部分)	青 7.5kフランジ付90° 曲管
管	34		SUS		内	250	0.86	
管	35		PEP		外	W250	0.83	黒
管	36		PEP		外	400	0.93	青
管	37		PEP		外	400	1.11	青
管	38		NCP (繰出管)		内	100	2.75	青 10本
管	39		NCP (繰出管)		内	100	2.75	白 11本
管	40		kana flex		内	150	14.00	
管	41		DCIP45° 曲管		内	200		1 k形 200×45° 特押し付 ゴム輪無 内面紛体塗装
管	42		DCIPフランジ付短管		内	200		1 内面紛体塗装

## (2) その他

記号	備品 番号	枝番	名称	説明1	説明2	説明3	説明4
他		1 1~6	PEPソケット		W250		
他		2 1~2	PEP45°		W250		
他		3	PEPソケット		200		
他		4 1~4	看板		赤 立入禁止		
他		5 1~6	看板		白 立入禁止 (企業団名入)		
他		6 1~2	PEPソケット		150 1箱2個入り 計4個		
他		7	DCIPフランジ蓋		150 2枚		
他		8	DCIP k形管栓帽		200 特押付		
他		9	PEP 管栓帽		150		
他		10	ホルフィッツポイント		150		
他		11	特殊押輪		200		
他		12	PVポイント		200		
他		13	仕切弁		250 ソフトシール		内外面紛体塗装
他		14	仕切弁		300 ソフトシール		内外面紛体塗装
他		15 1~2	電磁流量計検出器		250		
他		16	電磁流量計検出器		150		
他		17 1~2	空気弁ボックス		2セット		中段7個
他		18 1~4	給水タンク	5000	給水栓付		西区4個(1~4) 追分6個(5~10)
他		19	レベル		1台		
他		20	レベル脚		1台		
他		21 1~2	空気弁	φ25	2台		
他		22	サドル分水栓		200 200×20		

#### 4 通信手段一覧

区分	名称	番号等	アドレス
固定電話	庁舎電話	0267-67-3512	
〃	庁舎FAX	0267-67-3561	
携帯電話	エーユー	090-9665-9017	Senroku1006@ezweb.ne.jp
無線機	基地局	せんろくすいどう	
〃	車載（ボンゴ）	せんろくすいどう 1	
〃	車載（ラッシュ）	せんろくすいどう 5	
〃	車載（軽トラ7号車）	せんろくすいどう 7	
〃	車載（軽トラ8号車）	せんろくすいどう 8	
〃	携帯	せんろくすいどう 3	
〃	〃	せんろくすいどう 9	
〃	〃	せんろくすいどう 10	
〃	〃	せんろくすいどう 11	
〃	〃	せんろくすいどう 12	
Eメール	企業団代表		senroku@sakunet.ne.jp
〃	企業団（職員）	以下個人情報のため 削除	
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		
〃	〃		

## 5 リンク集

名称	アドレス
気象庁	<a href="http://www.jma.go.jp/jma/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/index.html</a>
国土交通省鶴溜降水量	<a href="http://www.river.go.jp/nrpc0304gDisp.do?mode=BOSAI&amp;officeCode=21545&amp;obsrvtnPointCode=3&amp;timeAxis=60">http://www.river.go.jp/nrpc0304gDisp.do?mode=BOSAI&amp;officeCode=21545&amp;obsrvtnPointCode=3&amp;timeAxis=60</a>
長野県河川砂防情報ステーション	<a href="http://www.sabo-nagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000">http://www.sabo-nagano.jp/dps/pages/DispManager.jsp?disp=000000</a>
水道技術研究センター 全国耐震適合地盤判定マップ（長野県）	<a href="http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/hanteimap/20_nagano.pdf">http://www.jwrc-net.or.jp/taishin-corner/hanteimap/20_nagano.pdf</a>
防災科学研究所 地震防災マップ	<a href="http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/">http://www.j-shis.bosai.go.jp/map/</a>
中部電力停電情報	<a href="http://www.chuden.co.jp/ryokin/information/teiden/index.html">http://www.chuden.co.jp/ryokin/information/teiden/index.html</a>